

議 会 資 料	議案第 44 号
経 済 課	

志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例の制定について

1. 条例を制定する理由

市内で大多数を占める小規模企業及び中小企業は、雇用創出や地域経済の発展等、市民生活に重要な役割を果たし、地域を支えています。持続可能なまちづくりを図っていくためには、これら企業の経営の安定のみならず、持続的発展が必要不可欠です。

一方で、近年の人口減少や少子高齢化に伴う地域内消費の減少や人手不足、また、世界情勢の変化に伴う長引く燃油高・物価高騰などが、市内企業の経営に影響を与えています。

これらの背景を踏まえ、小規模企業・中小企業の振興を市政の重要な柱のひとつとして位置付け、小規模企業・中小企業が取り組む新たな価値の創出や新たな分野への挑戦を地域社会全体で支援し、地域経済の持続的発展と市民生活の向上を図るために、条例の制定を行います。

2. 制定する条例の要点

小規模企業・中小企業の振興における6つの基本理念や、目的、市の責務について明確化しております。そして、小規模企業・中小企業、商工会、金融機関、支援機関、教育機関及び大企業、それぞれの特性を生かしながら、各主体の役割を果たすとともに、市民の皆様の理解と協力を得ながら小規模企業・中小企業の振興につなげることであります。

また、市の基本的な施策として、「経営の革新及び経営基盤の強化」、「販路の拡大及び新たな事業の展開の促進」、「人材の確保及び育成」、「創業及び第二創業の促進並びに事業承継に対する支援」、「デジタル技術の活用」、「防災及び減災対策の促進」、「観光誘客及び消費の促進」の7項目を基本として各種施策を展開して参ります。

3. 制定による効果等

本条例の制定により、小規模企業・中小企業のより一層の自主努力を促すとともに、その役割について市民の理解を深めることが期待されます。さらに、各主体が連携し、小規模企業・中小企業の振興を図っていくことで、地域全体のさらなる活性化につながります。